

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

越前市長 山田 賢一

市町村名 (市町村コード)	越前市 (182095)
地域名 (地域内農業集落名)	北日野地区 (矢放町、帆山町、矢船町、向新保町、畑町、小野谷町、西谷町、荒谷町、平林町、庄田町、大手町、西尾町、岩内町、大屋町、葛岡町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 7月 4日 (第 1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

耕作者の高齢化が進んでいる。
農業の担い手及び後継者が不足している。
農業の魅力がない。農業で生活できない(ビジネスとして成り立たない)。
鳥獣害の被害がある。
農地の維持、管理(畔の草刈、水の細かい管理)が困難である
耕作放棄地、休耕田が増加している。
機械の維持、管理が困難である。
農業機械の個人所有率が高く、共同購入の意識が低い。
農業用施設が老朽化している。
宅地化が進んでおり、大規模での農業が難しくなりつつある。
地域をまとめるリーダーが不足している。

(2) 地域における農業の将来の在り方

農作物の高付加価値化を図る。
中山間地域指定の農地については、耕作放棄地を防止するためにそばや飼料用米を作付けする。
直播を広く採用することでコスト削減を目指す。
大麦についてはブロックローテーションを継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	403 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農用地を農業上の利用が行われる区域とし、耕作条件の悪い区域については保全・管理を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
実質化された人・農地プランの担い手を中心に農地集積を進める。 地区内の担い手に限らず、地区外の担い手への委託も検討していく。 面積の拡大に伴い、直播の採用、拡大を行うなど低コスト化を推し進める。 集落営農の合意形成 大麦のブロックローテーションを維持する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地中間管理機構への貸し付けを原則とし、担い手の経営意向を斟酌し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
担い手及び地域のニーズを踏まえ、段階的に基盤整備を実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
集落営農について集落での合意形成を検討していく。 農業で稼ぐことができる体制・環境の整備をすすめ、新規就農者や地区外の担い手を呼び込む。 共同作業に多くの町民に参加してもらい、町内の耕作意識の向上と人のつながりを深めていく。 現在、集落営農組織がないため、地域として資金力をつけ、中心となる人物をつくり、集落営農の組織化を目指す。 入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れを積極的に推進することにより対応していく。 集落内で作業機械を充実させ、作業従事者を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
株式会社越前たけふファームへの委託を検討する(条件が合えば)。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

若い人とコミュニケーションをとり、集落の農業について共通理解をえることを目指し、非農家も加わって、水の管理、畦の草刈りを行っていく。
 集落内の農地をどう守っていくかについて地域で話し合いを継続して開催していく。
 農道や水路施設の維持管理活動については、非農家・農家が協働で草刈りや清掃をしていく。
 近隣の担い手への委託をし、集落内外農業者で役割分担をしながら農地の維持に努める。
 多面的機能支払交付金の活用をし、少ない人数での効率的な保全活動を行う。